

# ヤングケアラーかもしれない

と思ったら、

## 子ども家庭支援センターへご連絡を!

### ヤングケアラーとは…

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

港区では、令和4年度にヤングケアラー実態調査を実施しました。

### ✓ 子どもへの調査結果

区内に住む一定数の子どもが「家族のお世話をしている」ことがわかりました。

### ✓ 高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所への調査結果

ヤングケアラーについて、「聞いたことはあり、事業所として意識して対応している」は25.6%であるのに対し、「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」が61.1%。対応をしても「家庭内での子どもの状況が見えにくく、実際の状況がつかみづらい」など難しさを感じていることがわかりました。

→ 結果を踏まえて令和5年4月1日からヤングケアラー支援コーディネーターを配置しました!

### ヤングケアラー支援コーディネーターとは…

主に、庁内関連部署(各支所福祉総合窓口等)からのヤングケアラーに関する相談を受け、助言を行う人です。  
介護・障害・子育て関係の事業所に訪問し、各事業所が関わる家庭に心配な子どもがいないかお話を聞かせていただくことや、民間団体と具体的な支援等について連携することもあります。

※区民の方からの相談に直接応じることはできません。



支援している家庭に  
ヤングケアラーと思われる子どもがいる

ヤングケアラーが分からないが、  
心配な家庭があるなど



子ども・子育て・家庭に関する総合相談は  
港区子ども家庭相談ダイヤルへ

 **03-5962-7215**

月～金曜 8:30～18:00 土曜 8:30～17:00

※祝日、年末年始を除く

ヤングケアラー支援コーディネーターについて知りたい



ヤングケアラーに対する支援策に関することは  
子ども家庭支援センター地域連携担当へ

 **03-5962-7211**

月～金曜 8:30～17:00

※祝日、年末年始を除く

祖父母の介護に疲れている

失業で収入がなくなった

福祉に関する相談は、お住まいの地域の  
総合支所区民課の福祉総合窓口へ

月～金曜 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く

